

第763回教育委員会定例会会議録

- 1 **招集日時** 平成19年6月15日(金)午後2時から
- 2 **招集場所** 教育委員会会議室
- 3 **出席委員** 藤村委員長, 櫻井委員, 山田委員, 佐々木委員, 小野寺委員,
佐々木教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長, 菅原教育次長, 佐藤参事兼総務課長,
伊東教育企画室長, 徳能福利課副参事兼課長補佐, 安井教職員課長,
村上義務教育課長, 伊藤特別支援教育室長, 高橋高校教育課長,
氏家施設整備課長, 菊地スポーツ健康課長, 武田生涯学習課長,
真山文化財保護課長ほか

- 5 **開 会** 午後2時

6 第762回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って), 承認。

7 第763回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 山田委員及び佐々木委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

平成20年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明: 教育長)

「平成20年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について」御説明申し上げます。

資料は, 1ページ及び2ページになる。

このほど, 県立中学校入学者選抜方針及び概要についてまとめたので, 御報告申し上げます。

1ページの「入学者選抜方針」については, 昨年度と同じ選抜方針としており, 一部文言の整理をした。

続いて, 2ページの「入学者選抜概要」について, 昨年度から変更した点を中心に御説明申し上げます。

まず, 1の出願資格の(1)の「特別支援学校」の名称については, 制度の改正に伴い, 「盲学校, 聾学校及び養護学校」から改めた総称として用いている。[2]の「出願の手

続」については、昨年度の選抜要項の内容を踏まえて、必要な事項を概要としてまとめた。
[3]の「適性検査」の「2 検査の方法」については、昨年度と同じく「テーマ作文」「総合問題」「集団面接」を実施する。「(2) 検査問題の作成の方針」のイの文章については、総合問題が思考力のみを見るものではないということを分かりやすくするために「これまでの体験や身に付けてきた力で、論理的に考え、的確に判断し、解決する力や表現する力等」と説明を詳しくした。「[5] 選抜に関する日程」については、1月の教育委員会で御報告申し上げた入学者選抜日程等に、他の主な日程を加えて、一覧表にまとめている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 選抜方針の文言の変更はどこをどう変えたのか。

教育長 下から2行目「適正等を評価し、」を昨年度の「適正等を積極的に評価し、」から変更している。「積極的に」の文言を削除している。

櫻井委員 どのような理由からか。

高校教育課長 「積極的に」の文言は主観的な印象を与えるということから、より客観的な表現である文章にするべきであるということで削除しているものである。

9 専決処分報告

平成20年度使用教科用図書採択基準等について

(説明：教育長)

「平成20年度使用教科用図書採択基準等について」の専決処分について御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページとなる。また、別冊の資料が1部添付してある。

本年度は、平成20年度に特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法第107条に規定する教科用図書(絵本・図鑑等)の採択の年である。

採択に当たり、先般4月26日に県教科用図書選定審議会に対し諮問したところである。この諮問に対する審議の結果として、資料2ページのとおり審議会委員長から6月6日に答申を受けた。資料3ページにある「平成20年度使用教科用図書採択基準」は、平成20年度に特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法第107条に規定する教科用図書を採択する際の基準を示したものである。また、別冊資料の「平成20年度使用教科用図書選定資料」は、具体的に教科用図書を選定する際に参考とするための資料で、それぞれの図書の特徴等についてまとめたものである。

この答申を参考に6月6日に採択基準等を決定し、教科用図書採択基準及び別冊の教科用図書選定資料を、市町村教育委員会及び採択地区協議会、県立特別支援学校及び国立大学法人の各学校に対し6月7日付けで通知するとともに公正かつ適正な採択事務が行われるよう指導・助言を行っているところである。

なお、専決の理由としては、市町村教育委員会等の教科用図書採択事務のスケジュール等を勘案し、県教育委員会として早期に市町村教育委員会等に対し指導する必要があった

ためである。

おって、報告の資料については、教科書採択事務の透明度を上げ、より開かれた採択と
するため、県政情報センターでの公表資料となるので、併せて御承知願いたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑 な し)

委 員 長 (委員全員に諮って) 了承。

10 議 事

第1号議案 第314回宮城県議会議案に対する意見について

(説 明 : 教 育 長)

「第314回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成19年6月
13日付けで、知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し出ようとする
ものである。

予算外議案の概要についてであるが、3ページを御覧願いたい。

第102号議案は、求職者の退職手当の受給資格要件である勤続期間を6ヶ月以上から
12ヶ月以上に見直しするもの、第112号議案は、国において人事院規則の改正により
休息時間が廃止されたことを踏まえ、学校職員の休息時間を廃止しようとするものである。

平成19年6月宮城県議会に提出される予算外議案の内容については以上のとおりであ
る。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」で、
休息時間の廃止とあるが、一般的に労働者の休息時間はある程度決められて
いると思うが、細かくどういう休息時間を、どのくらいあったものをどのく
らい減らすのか、それとも全廃するのかを教えて欲しい。

教 育 長 この改正自体は、国で改正されたことに則り改正するものである。学校現
場と一般事務とでは、休息時間の置き方が異なっているが、一般行政職員で
は10時から10時15分と3時から3時15分までを休息時間としてい
る。学校現場では、それぞれ学校に応じて授業の合間に休息時間を置いてい
る。学校現場と行政事務とは若干置き方が違っているが、国では休息時間が
廃止されており、地方公務員においても同様の措置を講ずるものである。

櫻井委員 休息時間が全く無くなるということか。

教 育 長 全く無くなるということである。実際上は生理的要求や水等を飲むために
休むことが必要となるが、長年の慣行でこれは当然認められてきている。今
までの時間を指定した休息時間を無くすものである。

なお、休憩時間は、従来通りお昼休みに12時から12時45分までである。

小野寺委員 国の改正の理由について教えてほしい。それと学校では休憩時間も取れない。うまく位置付けても取れない。そのあたりについては、地教委の指導で学校に任せるのか。今まで通りでよいのか。勤務時間の割り振りについてはどうか。

教職員課長 教育長から説明のあった通り労働基準法に基づく休憩時間は従来のものであるが、別途公務員部門において有給で休める休憩時間という制度があったが、これが国において昨年度廃止された。国に準じて各地方公共団体において、勤務時間の取扱いを決めている中で、今回の改正を行うものである。

昨年度の国の改正理由は、休憩時間は当然民間部門でも労働基準法に基づきそれぞれの事業所で確保されるものであるが、それとは別に休憩時間という制度が公務員部門以外にはほとんど民間では実態として見られないという状況があり、そういった中で公務員部門のみ有給で休憩時間制度を存続することは、国民の理解が得られないという理由で改正されたものである。その主旨から各自治体でも順次改正が進められているものである。

(委員全員に諮って)可決。

第2号議案 宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第2号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

1.1 課長報告等

(1) 県立高等学校の通学区域(学区)の全県一学区に係る周知・広報について

(説明:教育企画室長)

「県立高等学校の通学区域(学区)の全県一学区に係る周知・広報について」御説明申し上げます。

資料は、1ページとなる。

「宮城県立高等学校通学区域見直し方針」については、3月30日付けで市町村教育委員会等関係機関に対して文書でお知らせし、併せて中学校には、中学校からの生徒・保護者への周知方ということで文書でお願いしている。

2として今年度当初から関係機関等で開催される会議等の場で見直し方針について説明し、特に中学校に対しては、対象となる現在中学1年生の生徒・保護者を中心に説明・情報提供についてお願いしている。

3では本日お配りしているリーフレットと本日壁面に貼り出したポスターを作成した。リーフレットは4万部作成し、6月初めに県内小中、高校、市町村教育委員会、PTA連合会等に配布し、特に国公立中学校の1年生に対しては全員分を中学校に送付して、中学

校において一人一人に配布していただくことをお願いしている。なお、リーフレットを中学校に送付する際にも、例えば保護者会や学校だより等様々な機会を通しての情報提供について重ねてお願いしている。ポスターは1千部作成している。県内中学校、市町村教育委員会等に送付して掲示をお願いしている。

4と5はインターネット上での広報としてホームページ或いは「教育広報プラネット」で広報している。6は県民向け広報として各戸配布している県政だよりの7月1日発行7月号に、特集として通学区域全県一学区化について掲載を予定している。

7の相談窓口の設置は、リーフレット等にも記載して相談窓口を設置したことをお知らせしている。

8はラジオによる広報としてリーフレット配布時期に合わせて6月1日から6月18日まで地域のラジオ等でお知らせすることとしている。かなり進んでいるが、今後何度か流れることとなっている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 質疑というよりもお願いである。この様な周知・広報の努力を各方面でしていただいているが、実際に各中学校とかホームページのアクセスとかがどうだったのかという手応えが、各学校ではどの様な形で、例えばうちの学校では校長先生がこういう機会に保護者に話してこの様な反応があったという様な結果をまとめてお知らせ願いたい。やりっ放しではなく、こういう方法で本当に周知されたのかの検証が必要である。それについてお知らせ願いたい。

もう一つは、ラジオの広報と記載されているが、今まさに今日は6月15日であり、まっただ中であると思うが、私は結構ラジオを聴くが一度も聴いたことがない。いつ放送しているのか教えて欲しい。

教育企画室長 検証については、今リーフレットを配布中であり、各学校でも恐らく夏休み前に保護者会等もあり、情報提供に取り組んでいただき、時期を見ながら秋頃になると思うが、各調査・照会と併せてどんな取組がされてきたのかも照会できる方策を考えてみたい。

ラジオ広報については、県広報課を通じて依頼している。まず東北放送は6月1日に1回3時59分からの「県からのお知らせ」枠で流して貰っている。FM仙台は、県内全域に5日、12日、18日に10時35分から4分間で10時39分までの「アラウンドザミヤギ」枠で広報して貰っている。コミュニティFMは、回数を多く依頼しており、泉のFMいずみ、塩竈のベイエリア、石巻のコミュニティ放送で流して貰っている。

櫻井委員 今のラジオでもいったい誰に聴いて欲しい広報かということを考えると、東北放送ラジオの3時59分では、まず生徒が聴く機会がなく、保護者も仕事であり、仕事にラジオが聴ける仕事はほとんど無いので、まず無理だ

と思う。どうせラジオで広報するのであれば、やはり聴いて欲しい人たちが耳を傾ける時間に広報するのが、本当の広報だと思う。ただ流しましたというのではなく、たまたま聴きましたではなく、本当に聴いて欲しい人に届くようにする、県の広報がこの時間しかやってないからしょうがなかったと言われればそれまでだが、ただ流しましたということにならないか。

教育企画室長 広報の対象であるが、中学生と保護者については、基本的に中学校を通じてのリーフレットの配布や説明でお願いしたいと思っている。それも含め県民全体向けの広報という意味で各戸配布している県政だよりとか、ラジオも中身として「全県一学区とすることといたしました」ということとリーフレットを作成したので県庁或いは合同庁舎、市町村教育委員会に設置して広報していることもお知らせしている。対象以外の関心を持っている方が、市町村教育委員会に対するリーフレットの配布依頼も想定されるので、ラジオと県政だよりは広い意味での広報と位置付けている。

山田委員 生徒・保護者に対する説明が7月までに説明されるよう依頼済となっているが、依頼するだけでは弱い気がする。やはり何月何日にどのような形で周知徹底する、こういう場を設けるということまである程度把握していかないと、生徒・保護者に伝わらない部分も出てくると思うが、その点はどうか。

教育企画室長 その様な意味でもどの程度周知がなされたか、先程検証という話しもあり、必要と思っているので、秋頃になると思うが時期を見ながら把握の方向で検討したい。

小野寺委員 平成22年度の一学区化実施に向けて色々な対応策について条件整備を進めることとなると思うが、今室長から周知・広報についての説明があったが、3年間の見通しを持ち、機械的にならずに状況を点検しながら進めていただきたい。

この前パンフレットのことが新聞に掲載されたが、このようなことが大事であり、直に報道等にも言った方がよいと思う。櫻井委員からもあったが、今の段階で中学校とか保護者とか反応・反響或いは問い合わせはあるのか。

質問の二つ目として、パンフレットに記載されているが魅力ある学校づくりが大事で、地元で進路希望が実現出来る学校づくりの取組がポイントになると思う。現在、例えば高校へ全県一学区のことについて、どのような働きかけを行っているのか。それに対する反応がどうなのか。もし分かれば教えて欲しい。

教育企画室長 現在の生徒・保護者の反応は、今週あたりからリーフレットの配布ということもあり、目立った電話での問い合わせ等はない。相談窓口のお知らせを行っているので、今後問い合わせ等があるかもしれないが、今のところはない。

魅力ある学校づくり、高校づくりについては、県立高等学校では校長会等

で決定内容である見直し方針を説明しており、特に今後の高校情報の発信と魅力ある高校づくりが大事であるという話をしている。特に高校と相談しているのは、情報発信のところでホームページによる情報発信を充実させるために、必ずここは載せて欲しいというものをある程度統一した形で作成・更新することやオープンキャンパスの開催予定等を聞きながら一覧で作成し発信する等、見直し方針の中身をまず御理解頂けるよう説明しているところである。

委員長 全県一学区にするにあたり、話しの非常に大事なところを占めた魅力ある学校づくりを進めることは、教育企画室長だけが答えられるものではないので、全般的にどういうふうに関後働きかけて行くのかということをお野寺委員が考え、質問したと思う。以前に聞いたかもしれないが、再度説明願いたい。

高校教育課長 高校教育課では、全県一学区を見据えた特に進学を中心とした各地区の拠点校づくりが重要であるという認識から今年度より「進学指導地域拠点形成事業」で県内11の高校を指定し、特に大学への進学率の向上を目指した取組を展開している。

同時にそれぞれの地域の学校が個性を発揮して特色づくりをして貰うということで「個性かがやく高校づくり推進事業」を今年度から新規事業として実施している。こういった点も広報する必要があるということで、教育企画室作成リーフレットの最後のページに具体的な高校名も載せながら紹介しているところである。それぞれの学校が与えられた使命を自覚して魅力ある高校づくりに取り組んでいる状況である。

小野寺委員 全県一学区の全体に係ることで3月の話しと重複するかもしれないが、どうしても地方では全県一学区になると高校の統廃合も進むのではないかという考えをまだ持っているので、その点についても折に触れてストレートには結びつかないということをお是非話していただきたい。共学化、全県一学区の先には高校の適正配置が当然課題として出てくると思うが、再編というのは避けられない課題だと思っているので、平成22年度以降の再編についても検討していると思うが、地域バランスを考慮して全県の見地からの検討を要望したい。もう一つは奨学金等の支援制度の強化や基準の緩和、生徒にとって選択肢の多い環境を整えるということは、同時に経済的に困難な家庭の生徒への門戸を広げることとなる。色々な制度的なこともあると思うが、支援制度の強化とか基準の緩和等を是非検討願いたい。

(2) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について

(説明：施設整備課長)

「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」御説明申し上げます。

文部科学省による平成19年4月1日現在の公立学校施設の耐震改修状況調査の結果が、平成19年6月9日に発表されている。その概要について御報告する。

資料は、別冊資料となる。

1ページを御覧願いたい。調査結果のポイントでは、全国ベースの耐震診断実施率は大幅に伸びているが、耐震診断そのものは全国的に完了していない。耐震化率は着実に上昇はしているものの地域間の格差が存在しているということを文部科学省の方では分析している。

2ページであるが、これは調査結果のポイントの部分を数値で示しているものなので説明を省略する。

次に3ページをお開き願いたい。これは小中学校の都道府県別の調査結果であり、上から4段目が宮城県である。宮城県の耐震診断の実施率は全国順位では21位の93.4%となっている。耐震化率は全国順位で4位の80.7%となっている。

次に4ページをお開き願いたい。これは高等学校の都道府県別の調査結果であり、宮城県の耐震診断の実施率は全国順位では37位の77.6%となっている。耐震化率は全国順位では7位の80.6%となっている。

次に5ページをお開き願いたい。これは特別支援学校の都道府県別の調査結果であり、宮城県の耐震診断は全て終了している。耐震化率は97.8%で全国順位3位となっている。

次に6ページをお開き願いたい。これは幼稚園の都道府県別の調査結果であり、宮城県の耐震診断の実施率は全国順位では37位の36.0%となっている。耐震化率は全国順位では3位の78.8%となっている。

次に7ページをお開き願いたい。7ページと8ページは市町村別の公立学校施設の耐震改修状況の調査結果である。まず7ページは市町村別小中学校施設の耐震診断の実施状況である。本県内のみであるが、県内36市町村のうち23市町村で耐震診断が全て終了している。表のI欄を御覧願いたい。ここでは平成19年度に耐震診断を実施するものやこれから統廃合・改築等を予定する施設は、当然ながら耐震診断を実施する必要がないので、これらの要素を勘案すると、平成19年度中に耐震診断の必要な建物の診断が全て終わる予定となっており、各市町の教育委員会に対して県としてこれからも計画的に耐震性を確保するように働きかけたい。

次に8ページをお開き願いたい。これは県内の県立・市立高校の耐震改修状況である。上段の仙台市の高校の耐震診断の実施率は93.8%、石巻市は100%、宮城県は76.1%であるが、19年度中に耐震診断実施を予定しているものやないしは統廃合・改築のあるところの棟数を勘案すると仙台市、石巻市については、I欄のとおり100%であり全て終了する。県立の高校についてはI欄の数値が91.3%となっているが、これは統廃合や改築の計画のある施設58棟の他、今後解体予定や使用頻度の少ない施設が33棟あり、これらについては耐震診断を予定していないこと等を勘案すると耐震診断の必要な施設の全てについて耐震診断が終了している状況である。なお、耐震化率について

は、仙台市が78.6%、石巻市が35.0%、県は82.2%となっている。県立の高校の耐震化については、財政状況にもよるが、現段階では平成20年度までに耐震補強工事が必要な施設は全て耐震補強工事が終わる予定である。次に中段の表であるが、県立・市立の特別支援学校施設の耐震改修状況であり、耐震診断は県・仙台市とも終了しており、耐震化が必要な建物は、仙台市では仙台市立鶴谷特別支援学校の屋内運動場1棟、県分では盲学校寄宿舍棟1棟の二つであるが、これらは平成20年度までに耐震工事を終える予定で進めている。下段の幼稚園施設の状況については説明を省略する。

次に9ページをお開き願いたい。9ページ以降については耐震性のない建物の耐震診断状況のとりまとめである。まず、I s 値の内容について御説明する。I s 値は耐震改修促進法に基づいて定められている構造耐震指標のことである。耐震診断の結果、I s 値で0.3未満の場合については、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険が高いという状況を示しているものである。0.3以上0.6未満については、地震の震動とか衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性があるという範疇のものを指している。0.6以上については、地震の震動とか衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性が低いということでのジャンル分けである。

次にこの表の中の耐震化優先度調査の欄であるが、この耐震化優先度調査とは耐震診断又は耐力度調査を実施しなければならない学校施設というものが管内市町村にあるが、この学校施設の設置者である市町村がどの学校の施設から耐震診断や耐力度調査をしなければならないかの優先度を検討するために用いるものであり、この結果、5段階で施設の優先度を判定するというものがこの耐震化優先度調査である。

次に耐震化優先度調査の欄の中身であるが、ここについては、I s 値が具体に出てこないもので、耐震化を図る必要があるかどうかわかりませんが、文部科学省のこの調査では、耐震化優先度調査を実施した施設は、一応耐震診断を実施した施設として取り扱われることになっている。9ページの本県の小中学校の場合、耐震性が無いと判定された建物の棟数については、表の上の2次診断等の339棟、1次診断の1棟、耐震化優先度調査の44棟を合わせた384棟が耐震性が無いと判定された建物である。なお、その内でI s 値が0.3未満のものについては、63棟であるが、この63棟のうち平成22年度までに改修を予定しているものは35棟である。残りの28棟については未定となっていることから、文部科学省及び県ではI s 値が0.3未満であると診断され、かつコンクリート強度が極端に低い場合とか学校の階数が4階以上の場合等については、耐震補強や改築等を優先的に実施するよう文書で各設置者に通知している。

次に10ページをお開き願いたい。これは高校分である。宮城県分ではI s 値が0.3未満のものが17棟あるが、平成20年度までにこれらの17棟全て耐震補強工事を終える予定である。

なお、11ページ以降については、特別支援学校及び幼稚園分であるが、今回説明を省略する。

最後に、今回の調査を踏まえて県教委としてのスタンスであるが、学校施設については、

児童・生徒の安全確保はもとより、災害発生時における地域の防災拠点機能を果たしているということから、学校施設の耐震性の向上は非常に重要であると考えている。従って、平成18年度には耐震診断の進んでいない県内の教育委員会を個別訪問して早期の診断を実施するよう働きかけているところであり、また19年度初めの県内各市町村の教育委員会教育長及び総務課長会議の席上においてもその旨説明しているところである。県教委としては、今後とも耐震診断及び耐震化工事については、市町村に対する技術的な支援はもとより計画的な耐震化促進について働きかけて行くよう考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 二つ教えて頂きたい。

この間も防災の日があったが、この30年以内に99%の確率で宮城県にはマグニチュード7以上の地震が起きると言うことを何回もたたき込まれている。その中であって、1番目の小中学校の耐震改修状況の結果についてであるが、普通耐震診断をしなければ耐震化率というものは出てこないと思うが、実際には耐震診断は全国21位で、上位のところは98%とか99%行っているのに、我が宮城県は93.4%なのに耐震化率は全国4位というのは、診断をしたのは少ないけれども診断をした中であっては、非常に耐震化率が進んでいると考えるべきなのか。それとも耐震化診断をしなくともよい建物が多いからこの様な結果が来ているのか。まず一つ教えて欲しい。

もう一つは、これだけ言われていながら、29年も宮城県沖地震から経っていながら、最近も地震が一杯ありながら、なぜ耐震化診断はこんなに低率なのか。これから行うとの説明であったが10年の間にも60%の確率ですごい地震が起これば、宮城県が言われ続けているにもかかわらず、ここまで耐震化診断が進まなかった理由を聞きたい。特に地震が起こった場合、小中学校で私たちは避難生活を送る可能性が強いから、高校も大事であるが、地元の小中学校の耐震化率というものに非常に興味があるので教えて欲しい。

施設整備課長 資料の3ページを見ながら御説明したい。3ページをお開き願いたい。耐震診断の診断率が低いとお話してあるが、まず耐震診断を考える場合に学校の建物の基準をまず昭和56年度以前に造られた建物と57年度以降に造られたものと二つに分けている。これは何かというと宮城県沖地震の教訓を踏まえて建築基準法を改正している。これを境にして、57年以降のものについては当然基準を満たしているもので、56年以前のもを対象に耐震診断するという形になる。例えば宮城県の場合であると小中学校の建物が、2,449棟あるが、そのうち56年以前というものは、1,327棟ある。全体からすると大体半分半分というか、57年以降が、1,122棟であるので割合としては、56年以前のもが若干多いが、他県を見た場合には、その上の青森県や岩手県であるとダントツに56年以前の建物が多いという

形に見えると考える。この56年以前の建物を診断した結果、補強する必要があるかどうかというのをまず耐震診断する。ここから出てくるのが耐震診断率である。耐震化率については、57年以降の棟数と56年以前の建物で耐震補強した棟数、耐震診断の結果補強不要となった棟数を合算して全棟数から割り戻した形となる。従って耐震化診断率は、低い耐震率が高いといった形でデータは出てくる場合もある。

なお、次の市町村毎の中身について御説明したい。資料7ページをお開き願いたい。県全体で見た場合だが、先程も御説明したが小中学校の建物全体で見ると仙台市から始まり南三陸町までの建物棟数、県計全体が全国ベースの数字となるが、これを各市町村毎に置き換えるとこの様な形となる。耐震診断については、Fの欄であるが、全体では93.4%ということで、このうち36市町のうち23市町が全て終わっている。19年度中に実施するところ、一番下に32という数字があるが、この数字と今後小中学校の統廃合や改築するところは建て替えしないということで、カウントから外れる分を合算すると19年度中でほぼ大半の学校が、99.5%であるので、大半の学校が耐震診断を終えるということとなる。耐震診断を終えることに伴い、学校の建物全体の耐震化・耐震補強なり、耐震補強のための改築はどうなのかということ、隣の数字を見て頂きたいが、例えば白石市で言うと耐震診断は全て終えており、学校の耐震補強も全て終えている。白石市、登米市、川崎町等を合わせ8市町が耐震診断も耐震補強も全て終えている。ただし、7番の角田市であるが、耐震診断は終了しているが、耐震化率が38.2%ということで極端に低い形となっているが、角田市だけではないが、低いところについては各市町村において年次計画を立て、23年までだと記憶しているが、耐震補強が終わるといった形で今進んでいる。

ただ、どうして進まないのかという部分については、まず一つに財政的に、一挙に造るには、耐震補強には大体1億円を超える多額の額がかかるので、例えば市町村の財政規模30億円といったところであれば大変な事業となる。これは財政的に厳しいということが一つと、もう一つは耐震診断、耐震化率が進みづらいのは、学校の統廃合が順調に進まないという裏腹な問題があると思う。実態がそうかどうかは分からないが、聞き及んでいるところでは、この二つが大きな理由であると考えている。

佐々木委員 昨年だったと思うが、プールで地震の時に天井が落ちてきたというのがあったが、当然教育委員会の管轄下に図書館、美術館、博物館等の公共施設もあるが、これらの耐震診断、改修等の状況がどうなっているか把握しているか。

施設整備課長 当課では小中高校の校舎、体育館、屋体を担当しており、例えばプールであればスポーツ健康課ということとなるので、担当課に確認願いたい。

- スポーツ健康課長 プール等社会体育施設は、スポーツ健康課が所管している。手元に資料がないので後ほど御報告したい。
- 佐々木委員 小中学校，高校は割に教室の大きさなので，やはり大勢の人が集まる施設で教育委員会の管轄下にあるところは，当然危険な場所と考えて同時に診断をしたり改修を進めるということで，チェックをしておくということが必要だと思う。何かあった時にはやはり問題となると思う。
- 生涯学習課長 美術館，図書館については既に終了しており，安全な施設となっている。自然の家については，この後相談したい。
- 小野寺委員 耐震化の問題であるが，教育委員会の場ではないが担当課長から伺って少し心配しているところがある。本日新聞記事のコピーを持参したが，全国で4千棟が全体倒壊の恐れとある。先程の説明では，4千余のうち宮城県では63棟だが，問題は公立の小中学校だと思う。担当課が色々働きかけていることは分かるが，一番の問題は財政の問題だと思う。これは地方交付税措置はあるのか。
- 施設整備課長 耐震補強については，制度的には国庫補助制度がある。制度メニューでは，地震補強に伴うものは国庫補助が2分の1，大規模改造を行う場合は3分の1となっている。その裏負担を行うものは，起債が入ることとなっている。その裏負担の起債が入る分に対して交付税措置がなされる。
- 小野寺委員 一般財源化で耐震化が進展するとはデータを見る限り考えられない。勿論市町村は努力しなければならないし，教育委員会も努力しているが，肝心のお金を持っていない。率の低いところは随分不満を持っていると思う。自分の意見であるが，この様な問題は地方交付税措置をしても教育に回らないという現実があるので，国が直接やるべきだと思うがどうか。
- 施設整備課長 去年各市町村を回った際に教育委員会だけでなく，進んでいない所は町長部局ないしは市長部局の財政にも働きかけを行っている。小野寺委員のお話しのとおり教育委員会内だけでは限界がある。財政措置，予算措置を行う所の財政当局というか，市長部局ないしは町長部局の財政担当に働きかけねばならないということで，県側としても総務部市町村課及び危機対策課とも連携して去年会議を設けている。宮城県の場合，先程の話の様に近々に宮城県沖地震に相当するような地震が想定されるので，県をあげて，組織をあげてやりましょうということで話し合いを行った。知事部局側からもてこ入れをしてもらう形で実施している。その結果もあってか，耐震診断が進んでいる。なかなか一挙に進むことは難しいという状況があることは認識している。

(3) 公立学校における麻疹の発生状況について

(説明：スポーツ健康課長)

「公立学校における麻疹の発生状況について」御説明申し上げます。

現在、全国的に10代、20代の若者の間で麻疹の感染が多く見られ、社会的にも関心を集めているところである。本県でも公立小中学校、高等学校において麻疹の発生が見られ、学年閉鎖、臨時休校等の措置を執った学校もあるので、その発生状況や蔓延防止措置状況等について御報告を申し上げます。

資料は、2ページとなる。

1の県内公立学校における麻疹の発生状況については、5月16日に大崎保健所管内の中学校において麻疹の集団発生による学年閉鎖措置が執られたとの報告を受け、保健福祉部疾病・感染症対策室に連絡、協議を行い、現状把握の必要があると判断し、5月17日時点での罹患者数と措置状況を把握した。この日を起点として、県立学校では新規発生の都度、公立小中学校では1週間分の新規発生分データを集めたものを報告していただき、その累計をまとめたものである。現在の最新情報はここにある通り、先週末6月8日までの分である。

なお、本データの収集は当分の間継続することとしている。

これまで県内公立中学校2校において集団発生が見られ、蔓延防止の為学年閉鎖や臨時休校等の措置を執っている。県立高等学校においても学年閉鎖が1校、臨時休校が3校となっている。臨時休校のうち1校は学年閉鎖以降も蔓延が治まらないということで臨時休校に移行したものである。

なお、措置を執ったいずれの高等学校においてもその時点での罹患者数は1名であった。集団発生と言えるものではなかったが、生徒の健康状態をはじめ高校総体への参加等様々な状況を想定して校長が校医と相談の上蔓延防止の為此様な措置を執ったものである。他の高等学校でも1週間単位での新規発生数は、1ないし2名となっており、今のところ集団発生という状況までには至っていない。

次に県教育委員会のこれまでの対応についてであるが、資料の2番目を御覧願いたい。

一覧の通り各市町村教育委員会や県立学校に対して蔓延防止の注意喚起や現状把握、発生時の適切な対応について重ねて通知を行っている。中に文部科学省からの通知も含まれるが、大半は当課が疾病・感染症対策室と協議して通知したものである。高校総体を前にした5月28日には、校長会の緊急連絡網を利用して情報提供を行っている。5月末日には当課に相談窓口を設置したことを通知している。現在教育実習を行う学生のこと話題になっているが、この件については、5月24日付けで各市町村教育長及び県立学校長あてに「麻疹の流行に伴う大学等の教育実習生に対する指導について」を通知している。この経緯については、文部科学省が5月22日付けで教職課程を有する大学宛に、1.麻疹に罹患している学生については完治するまで教育実習等に参加させない。2.麻疹に罹患したことがないワクチン未接種の学生や免疫がない学生については教育実習等の前に予防接種を受けるよう指導する。この2点について要請を行っている。これを受け、受け入れ先の各学校においてもその主旨に沿った適切な対応がなされるよう情報提供を行うとともに本県独自に部活動指導者や学校ボランティア等直接生徒と接している外部関係者につい

ても健康状態等の把握に配慮して、生徒の健康状態に万全を期すよう要請している。

今後の県教育委員会の対応であるが、まだ数校で新規罹患者の発生が見られるので、当分の間発生状況の把握に努めるとともに保健福祉部との連携を更に強化して罹患者の発生状況やワクチン、検査薬の在庫状況等の最新情報の共有化を図り、学校における麻疹の蔓延防止に今後とも努めて参りたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 私のところに来る患者で、若い女性が罹った方がいたが、先生で罹った報告はないか。

教職員課長 現在のところ教職員の罹患報告はない。

櫻井委員 学校で麻疹が発生して学校全体を休みにするのか、それとも学年閉鎖にするのかという場合、必ず学校長が学校医に相談する手順になる。学校医にも知識の差もあるし、これまでこれだけの発生というものを経験していない方が多く、閉鎖に関しての予備知識が無いので非常に不安に思われた学校医の方が随分多いと私も含め聞いている。こういうことがあり、今後も流行が続くかもしれないので、県教委のスポーツ健康課としての方針というかマニュアルとまでは言わないが、こういうことがあった時には学校長は、この様に学校医に連絡して、その場合の休校の目安だとかを指針として立てていただくとか色々行動が取り易いという思いがある。勿論教育庁だけで決められる問題ではないので、もし知識が皆さんバラバラであれば医師会等とも相談して学校医を対象とした講習会を開いて、どういうところが疑問で、どういう方針で県としてはやって行くということも立ち上げて良いと考えるがどうか。

スポーツ健康課長 この件については、委員お話しの通り学校医と校長が十分に協議して、学校の責任で措置を決めるという方針となっているが、私どもでは県としての方針なり対応といったものをきちんと示せる状況にないので、国立感染症研究所感染症情報センターで出している全国向けの麻疹についての対応マニュアルを学校に示し、それを基に学校医の先生と相談して措置を決めて下さいと指導している。それに沿って学校長も学校医も措置を検討していただいていると認識している。

櫻井委員 仙台市は副市長に感染症の専門家の岩崎恵美子先生が就任している。今回の麻疹の発生に関して学級閉鎖だとかの指導というか、仙台市として各市立の学校医ないし学校長へのアドバイスというか指針は出されているのか。やはり県と同じ様に国立感染症研究所のマニュアルに沿ってということにとどまったのかを教えて欲しい。

スポーツ健康課長 仙台市はお話しの通り、岩崎先生が大変な権威であり、新聞報道で知るところでは、きちっとした対策を執らないといけないということで何かされて

いるとは思いますが、具体的な点について県では把握していない。
櫻井委員 後で教えて欲しい。
スポーツ健康課長 なお、当課では県立と仙台市以外の市町村立学校について国立感染症研究所のデータとマニュアルに基づいて指導している状況である。

13 次期教育委員会の日程について

平成19年7月17日(火)午後2時から

14 閉 会 午後3時20分

平成19年7月17日

署名委員

署名委員